

令和2年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第10日（令和2年12月16日 水曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 谷口佳保君 | 2番  | 弘田条君  |
| 3番  | 武政健三君 | 4番  | 山崎誠一君 |
| 5番  | 吉村政朗君 | 6番  | 作田喜秋君 |
| 7番  | 岡本詠君  | 8番  | 甲藤眞君  |
| 9番  | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君  |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 窪内研介君 | 局長補佐 | 中嶋由美君 |
| 議事係主幹  | 佐野舞君  | 主任   | 大住裕紀君 |
| 主幹     | 作田愛佳君 |      |       |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |       |        |       |
|----------------|-------|--------|-------|
| 市長             | 泥谷光信君 | 副市長    | 磯脇堂三君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 戎井大城君 | 企画財政課長 | 横山英幸君 |

|                        |         |        |         |
|------------------------|---------|--------|---------|
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 中津 健一 君 | 危機管理課長 | 倉松 克臣 君 |
| 消防次長兼<br>消防署長          | 味元 博文 君 | 福祉事務所長 | 井上 美樹 君 |
| まちづくり対策課長              | 中尾 吉宏 君 | 観光商工課長 | 二宮 眞弓 君 |
| 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長   | 和泉 政彦 君 | じんけん課長 | 早川 聡 君  |
| 収納推進課長                 | 谷崎 清 君  | 教育長    | 弘田 浩三 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和2年土佐清水市議会定例会12月会議、第10日目の会議を開きます。  
昨日に引き続き、一般質問を行います。

4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 皆さんおはようございます。山崎誠一です。

通告により、市道大岐横道下益野線についてと行政の災害対策と危機管理について、そして障害者の人権についての3つを質問させていただきます。よろしく願いいたします。

最初に、一般質問の初日から人権に関する質問が出されておりましたが、自分自身、人権とは考えると、さてと思い、言葉が出ないことが本音でございます。自分が人権を侵害されたと感じた、体験したことを自覚していないからだと思えます。

しかし、聞いたこともあるし、過去の自分の職場で差別発言の問題が起こり、全職員で人権について勉強した体験もあります。

最近では、人権教育推進講座や人権フェスティバルへの受講・参加、市人教だよりの購読、解放文化祭などのいろいろと体験すること、勉強することで人権を少しでも理解できるようになってきたのではないかと感じています。そして、それを理屈として理解しようと中学生の気分になって調べました。勉強しました。それが日本国憲法でいうところの国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の平等権に関する問題であると理解しました。そして、基本的人権の尊重にある自由権で保障された言論の自由があるからこそ、今日こうして質問ができるのだと理解したということでございます。

まずは、市道大岐横道下益野線（ふるさと林道大岐中益野線）について質問します。

大岐から下益野までの通称ふるさと林道大岐中益野線が通っています。普通は林道というと山の中を舗装されていない、石がごろごろして、周りには木が生い茂った道を想像しますが、

ここは交通量も多く、幹線道路のように車が通っており、市民生活にとって大事な道路ではないかと思います。

そこでお聞きしますが、大岐からの入り口にふるさと林道と書いていますが、現在の市道としての正式名称になった経過、そして道路の長さなどについて、まちづくり対策課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

大岐から下益野までの市道大岐横道下益野線は、高知県が平成5年度から平成9年度までの施工で地域連絡林道整備事業大岐中益野線として整備を行い、平成10年3月27日に完成しております。そして平成10年4月1日に林道として高知県より市へ引き渡され、平成11年1月20日に市道大岐横道下益野線として路線認定を行っており、路線延長は5,986.05メートルです。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。分かりました。

道路としては平成10年に完成し、かれこれ22年が経過したと分かりました。

この道路は三崎方面から下ノ加江方面に向かうには距離が短縮でき、便利です。また、逆も同じです。地理的に山の中を通るバイパスのルートであり、林道としての整備しかなかったのかなと勝手に解釈しました。それで初めは林道として県が整備し、土佐清水市に引き渡し、翌年市道になったという経過だと思いました。

しかし、今では市内の東西を結ぶ交通量の多い道だと思うのです。国道並みだと感じます。

そういった状況から、市道大岐横道下益野線の位置づけのようなものはあるのか、また、この道路の年間交通量についてお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

市道とは、市の区域内の道路について市議会の議決を経て認定された路線のことであり、市道の管理はその路線が在する市が行うことになっております。

市道の種類には1級市道、2級市道、その他の市道があり、市道大岐横道下益野線は1級市

道に位置づけをしております。

交通量調査については、一般都道府県道以上の道路を対象に、おおむね5年ごとに国土交通省が関係機関と協力して行っており、道路が現在どのように利用されているか、道路整備の現状はどのようになっているかなどについて、全国規模で調査を行い、将来の道路整備計画を策定するための基礎資料を得ることを目標にして実施しております。

しかし、当該路線は交通量調査の対象外路線となっており調査は実施しておりませんが、市街地を避けて通行するトラックや車両が多い路線であるとの認識をしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

交通量の調査はしていないとのことだが、調査にはお金がかかるので、特別、今調査結果・データが必要でなければなくてもいいんじゃないかというふうに思います。将来、道路の維持管理に交通量のデータが必要になったときには調査実施も検討してはと思いますが、いかがでしょうか。また、市町村道1級とはどういったことか参考にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

交通量調査については調査の予定はありませんが、道路の維持管理には定期的な見回りといった現場確認が重要であると認識しております。

1級市道とは、主要地と主要地を連絡し、もしくは主要地と港湾、漁港または県道並びに主要な観光地とを相互に連絡し、さらに主要地の住民の大半が常時利用し、その総延長に対する平均幅員が3.6メートル以上の道路並びに市長が特に認めた道路をいいます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。維持管理をよろしく願います。

そして、主要地と言えば、最近では観光施設としてSATOUMI水族館も開館し、観光の主要地であり、下ノ加江の港で水揚げされたメジカが三崎にある土佐清水食品の工場まで運ばれることもあるでしょう。そして近隣の山からは伐採された木材も運び出されるのではないのでしょうか。それにやっぱり地域の住民が頻繁に使用される道路、路線ということも大切であることも分かりました。それが市町村道1級であることが分かりましたので、ありがとうございます。

ました。

さて、道路というと交通安全が大事です。安心して通れる道が一番だと思うのです。交通量が多いと交通事故が気になります。道路が完成して22年を経過しています。その間の交通事故件数の状況をお伺いたします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

清水警察署によると、平成18年度からの資料しかありませんが、この間では人身事故が3件、物損事故が15件発生していますが、死亡事故は発生していないとのことであります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。年間1件余りの状況だと分かりました。

私も市道大岐横道下益野線を通る機会がありますが、車道の中央線が消えている箇所があります。中央の白い白線がないと、たちまち通行止めになるということはないと思いますが、事故の可能性も増すのではないかと心配しています。

そこで、道は安心して安全に通れる道が一番だと思うのです。くどいようですが、22年を経過している状況と聞き、これまで補修はしてこなかったのか、路線は約6キロと長いのですが、今後中央の白線を引き直す予定はないかなど、まちづくり対策課長にお伺いたします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

当該路線における舗装修繕の実績ですが、平成15年度はアスファルト舗装108平方メートル、平成23年度はアスファルト舗装533平方メートルと区画線180メートル、平成24年度はアスファルト舗装667平方メートルと区画線238メートルを施工しております。

平成26年度には大岐トンネルの東側でアスファルト舗装路面が部分的に下がっておりますので、国の補助事業であります社会資本整備総合交付金事業を活用して舗装修繕工事を行っております。工事概要ですが、施工延長380メートル、アスファルト舗装2,717平方メートル、区画線954メートルを施工しております。

令和3年度からの市道道路維持修繕工事において、計画的に中央線、外側線の引き直しを行う予定であります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 分かりました。ありがとうございます。

道路の維持管理にはお金がかかります。市内には至るところに市道があって大変ですが、国は国土強靱化計画を打ち出し、老朽化したインフラ整備に取り組むと言っていますし、この道路は最初は林道として整備されたという経過もあります。実際、路線から林道も伸びているようであり、道路整備に森林環境譲与税の恩恵を受けられないかなど、思いを巡らせます。余談になりましたが、詳細な答弁ありがとうございました。交通安全が第一ですので、どうか保守点検も含めてよろしく願いいたします。

以上でまちづくり対策課への質問を終わります。

次の質問に移ります。

次は、行政の災害対策と危機管理について質問させていただきます。

南海トラフ巨大地震が来ると言われています。家が倒れ、津波が来るのを想像すると思います。

一方、毎年来る台風や最近では線状降水帯という言葉も聞かれるようになりました。集中豪雨による土砂崩れ、堤防の決壊、川の氾濫、洪水など自然災害が発生しない年はないように思います。そして、最近では被害が甚大になる傾向にあるように思います。

私たちは地震を含め、自然災害に備え、対策を整えて被害を最小限にしようと心がけていますが、それでもどうしてもならない災害は発生するわけで、そのときのために様々な準備をしています。

そのような準備の中でも地震対策は倒壊するおそれのある家から命を守るための耐震化であり、避難道路の整備や災害備蓄品である水、食料やトイレの確保など、準備を怠ってはなりません。地震に関連する災害が発生すると、本当にいろいろなことが起こり、想像もつかないことが発生します。そのことは東日本大震災での出来事を知ると明らかです。

今回の質問は被害を受けた家屋などについての行政が行う災害対応です。南海トラフ巨大地震が発生すると多数の家が倒壊します。そうすると、災害応急対策及び復旧対策、復興対策が重要になりますが、それには倒壊した家屋の応急危険度判定と罹災証明の発行も必要になってきます。

そこで、応急危険度判定とはどんなことなのか、どうするのか、誰が行うのか、危機管理課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） おはようございます。それではお答えいたします。

応急危険度判定とは、大きな地震が発生すると建物はダメージを受け、倒壊していなくても地震に対する強さが弱まっている可能性があります。弱くなった建物は余震等によって倒壊したり部材が落下したりして人的被害を起こしかねません。そのような二次災害を防ぐため、建築物の被害状況を調査し、当面使用できるか否かを3段階に分けて判定するものです。この判定は被害建築物応急危険度判定士が行うこととなっています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） それでは、応急危険度判定士とは、どういった経験、資格のある人たちなのか、また、判定結果はどのような効果があるのか、危機管理課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

被害建築物応急危険度判定士とは、建築士法第2条第1項に規定する1級建築士、2級建築士及び木造建築士の資格を有する方などで、知事が行う講習会を終了し、判定士登録証の交付を受けた方です。

判定結果は、調査済（緑色）、要注意（黄色）、危険（赤色）の3段階で判定し、結果を建物の入り口付近に貼り付けて表示します。ただし、この判定は当面の間の使用の可否のみを判定するものであって、罹災証明の発行に使われるものではありません。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

応急危険度判定士は建築士などの資格を持つ人が多いと承知しております。災害発生時は膨大な判定を行う必要があります。速やかに行わないと二次災害になりかねず、そうすると多くの判定士が必要なわけで、土佐清水市には建築協会などがありますが、協会と行政の協力といったものはありませんか。危機管理課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

本市では、高知県建築士会と被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定というのを締

結しております。被災時には協力をいただくことということで協定を結んでおりますが、実際は市在住の判定士が行うことになると思いますが、県の建築指導課によりますと、本市には有資格者が16人いるということを聞いております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

応急対応の体制が整っていることが分かりましたし、これからも行政としての災害発生時の対策は無論、地域の防災関係者との協力もよろしくお願いいたします。

次に、もう一つの災害対応である罹災証明書の発行について質問します。

まず、罹災証明とは何か、また、その証明書はどういった使われ方をするのか、危機管理課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

災害対策基本法第90条の2によりますと、市町村長は当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならないとあり、法に基づき、災害による被害の程度を証明する書面として発行するものが罹災証明書です。

罹災証明書は被災者生活再建支援金などの給付、それから被災時の融資など各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く使われております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。分かりましたというふうに答えさせていただきます。

罹災証明書は公私にわたり、被災者には重要な証明書ということが分かりました。ありがとうございます。罹災証明書を出すための被害認定の内容、調査は誰が行うのか、調査員は何人ぐらいいるのか、認定資格のようなものがあれば、そのための訓練・講習を受けるといったことを行っているのか、併せて危機管理課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）



○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

災害調査は災害対策本部が市職員から指定した災害調査員が行い、担当地区を決めて現在39人で対応しております。特に資格は必要ありませんが、災害対策本部で発行を所管する災害調査部職員を中心に、スキルアップのため県の主催する高知県住家被害認定士の講習を受けており、現在7名が受講している状況です。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

市役所内での危機対応の体制が整っていることが分かりました。ありがとうございます。これからも公助という観点からよろしくお願いします。

次に、ブロック塀の安全対策への支援について質問させていただきます。

災害対応での津波避難道路を防ぐおそれのあるブロック塀の安全対策への支援ですが、支援を受けられる条件はあるのか、耐震診断のようなものが要するのか、あれば誰が行うのか、支援を受けられる金額、規模・状況について、危機管理課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金の対象となるブロック塀は、市内にあるブロック塀のうち、地震による倒壊の際に、緊急輸送道路または避難路を閉鎖するおそれのあるもので、交付要綱にある点検表で一定の基準を満たしたものであるということになります。点検表は危機管理課担当職員が現地確認の上、作成するもので、住宅の耐震化のような耐震診断は必要ありません。補助金の上限ですが20万5,000円となっております。規模の規定はありませんが、上限金額がありますので規模が大きくなると工事費が高くなり、自己負担が増えるということになると思います。また、対象となるブロック塀は避難道等に面した部分だけが補助対象になるという状況であります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 市民からの要望は様々かと思いますが、これからも1つでも危険箇所を減らすために適切に対処されるよう、よろしくお願いいたします。

それでは次に、これまでの実績を過去5年ぐらいで教えてください。また、今後いつまで実

施するのか、直近の申込み状況と併せてお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

土佐清水市ブロック塀等対策推進費補助金の実績ですが、平成27年度2件、平成28年度4件、平成29年度5件、平成30年度47件、令和元年度34件となっております。平成30年度に急増していますのは、平成30年6月18日に発生した大阪北部地震の際に、高槻市の小学校においてブロック塀が倒壊し、不幸な事故が起こったことが起因しているのではないかと思います。

今年度は当初予算に30件の予算を組んでいますが、現在20件の申込みと数件の問合せがあるような状況であります。今後についてですが、市内全体を見ますと、まだまだ危険なブロック塀が見受けられます。津波避難空間の確保のため、補助事業の必要性は認められ、当分継続する必要があると考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。分かりました。

これまでの実績を伺いましたが、ひょっと普及推進というよりも皆さんが御存じないかというところもあるかも分かりません。これまで同様、普及推進をよろしくお願いします。

最後に、災害対策や危機管理における重要な施策について、危機管理課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

地震・津波対策として、避難道や誘導灯、避難タワーの整備、防災コミュニティセンターや防災物資配送拠点施設の建設など一定のハード整備は完了し、防災行政無線のデジタル化の工事も現在進んでおります。今後は、命をつなぐソフト対策ということで、そういう対策を推進し、発災時いかに市民の皆さんに逃げていただくかを中心に施策を講じていくつもりであります。

1つは、逃げるための空間確保の取組として、住宅の耐震化、危険ブロック塀の撤去や老朽住宅の除去を進めます。

もう一つは、逃げることの啓発のため、本市で長年防災教育に携わっている有識者などに協

力を頂きながら、啓発用の冊子・パンフレット等を作成し、それを活用して市民の皆さんへ揺れたら逃げるといふことの周知を徹底したいといふふうに考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

本当に危機管理について体制が整っている、それから一生懸命やっただけだといふことがよく分かりました。これからも自助・共助・公助の公助として、危機管理対策をよろしく願ひいたします。

以上で危機管理課への質問を終わります。

続きまして、障害者の人権問題について質問させていただきます。

土佐清水市人権問題市民意識調査報告書を8月に頂きました。

この報告書では、はじめとして、土佐清水市では1998年——平成10年10月に、「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例」を施行し、2000年——平成12年に「人権を尊重する社会づくり土佐清水市行動計画」を策定と始まり、途中は割愛させていただきますが、この調査結果を人権教育や人権啓発などの施策に反映していくとともに、この報告書を市民の皆様方や関係機関をはじめとする多くの方々に御覧いただき、人権が尊重されるまちづくりの実現に向けてお役立ていただければと挨拶が続きます。これがそうでございます。その最初に、はじめとして載っております。皆さんも御覧になったと思います。本当に素晴らしい文言やと私は思っております。

そして、今回の意識調査項目は16項目に及びますが、私としては6番目の障害者の人権について触れたいと思います。

その前に、問3の日本の社会における人権に関する問題として、あなたが関心のあるもの全てに丸印をつけてくださいという問いで、一番多かったのが障害者に関することで55%、次に高齢者に関することで45.2%、3番目には子供のことで44.5%、そして4番目がインターネットによる人権侵害41.2%となっており、拉致問題、部落差別、犯罪被害者などの問題、女性問題、災害と人権、ハンセン病元患者等の問題、刑を終えて出所した人の問題、人身売買、性の多様性などが続きます。

お断りしておきます。調査は18歳以上の方2,000人を無作為に抽出して無記名による回答を頂いたものでした。それから、障害者に関する事柄でも同じ方法で行い、人権上問題があると思われるのは、どのようなことですか。あてはまるもの全てに丸印をつけてくださいという問いに対する回答では、一番多かったのが就労の機会が少ない、2番目は就職・職場での不

利益な扱いを受けるというもので、それらは50%以上の回答率であり、3番目が差別的な言動をされる47.8%でした。

一方、あなたは障害者の人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますかという事柄では、その回答の1番が道路や交通機関、建物などのバリアフリー化、ユニバーサルデザインなど障害者が生活しやすいまちづくりを推進する52.1%、2番目に就労の支援や働く場の確保を図る51.9%で1番と2番ではあまり差はありません。それぞれ50%以上になっています。そして3番目もホームヘルプサービス（居宅介護）やデイサービス（生活介護）などの生活支援を推進するという回答になっているわけです。1番から3番までは全て、生活・暮らしの支援という状況になっています。

人権を守るための方法が協調されていたためか、何かをしてあげなければならないという意識が働いたのではないかと感じました。

しかし、人権を考えると、調査結果を回答率の低いほうから見ると人権上問題があると思われるのはという回答に対し、特になし4.5%、分からない11.2%、無回答5.5%の状況で、そして一方の障害者を守るために必要なことはという回答でも、特になし1.9%、分からない4.9%、無回答4.5%の状況でした。

このことは、人権問題はあると認識している人は多数いる一方で、分からない、特になしという人たちもいるわけです。

しかし、それらの方々も人権に無関心ではないと思うのです。その意識を感じるのが、障害者の人権を守るために必要な方法はという回答では、特になし、分からないと回答した回答率が半減するわけで、やっぱりこのことはこれまで人権教育を受ける機会が少なかった、なかったのではないかと感じるのです。だから、偏見をなくす、教育を受ける機会を増やし、啓発に取り組むことで障害者の人権を守る意識が向上すると確信するのです。人権教育・啓発活動が必要だと思うのです。

さて、この障害者の人権問題への回答では、差別的な言動をされるとか、じろじろ見られたり、避けられたりする、アパートなど住宅への入居が制限される、結婚問題で周囲から反対を受けるといった事柄も48.1%から下は26%と高い回答率になっています。

再度、お断りしておきますが、回答者自身は無作為に抽出された方々ということですので、その辺を承知しておいてください。また、人権上問題があると思われるのは、どのようなことですかという問いですのでよろしく願いいたします。

そこで、先ほどの回答に関して、障害者差別解消法があります。この法律は、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指していますとされており、差別の禁止をうたっていますが、この内容について、じんけん課長にお

伺いたします。

○議長（永野裕夫君） じんけん課長。

（じんけん課長 早川 聡君自席）

○じんけん課長（早川 聡君） お答えいたします。

障害者差別解消法は、平成28年4月に施行されたものであります。正式名は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律といたします。

法の考え方といたしましては、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であること。また、障害者に対する不当な差別的な取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対して、差別の解消に向けた具体的な取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人一人がそれぞれの立場において自発的に取り組むことを促しております。

また、この法における障害者とは、障害者手帳を持っている人だけではなく、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれております）、その他の心や身体の働きに障害がある人（難病に起因する障害の方も含まれております）で、障害や社会にあるバリア（社会的障壁）によって、日常生活や社会生活において相当な制限を受けている人全てが対象となっております。

さらに、社会的障壁について述べますと、障害は社会の側にあるものという社会モデルという新しい考え方でありまして、障害のある方にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、通行や利用しにくい施設、設備などの物理的なものや、障害があることを理由に資格や免許の取得を制限するなどのような制度的なもの、障害のある人の存在を意識していない慣習や文化などの慣行的なもの、差別や偏見など心理的なものがあります。

法では、国・地方公共団体・国民の責務を定め、行政機関等や事業者が障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めております。社会的障壁を取り除くことで差別の解消を推進し、全ての障害者が、障害者ではない人と等しく基本的人権を持つ個人として尊重され、障害のある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共生する社会の実現を目的としております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

続けて、ちょっとお聞きします。その回答の中に出てきたかも分かりませんし、詳しい説明をいただいたので、それほど続けて聞く必要もないかと思いましたが構えておりますので、障害者基本法第4条（差別の禁止）については、第1項で障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、第2項では社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止、第3項は国による啓発・知識の普及を図るための取組が明記されています。これらの条文には差別の禁止という精神が貫かれていると思うのです。

そこで、不当な差別的取扱いの禁止についての内容と、その具体例をお伺いしたいのですが、じんけん課長よろしくお願ひします。

○議長（永野裕夫君）　じんけん課長。

（じんけん課長　早川　聡君自席）

○じんけん課長（早川　聡君）　お答えいたします。

不当な差別的取扱いの禁止につきましては、先ほど述べました障害者差別解消法に明記されておりまして、行政機関等及び事業者に対して、障害を理由として差別することを禁止したものであります。

この不当な差別的取扱いとは、障害のある人に対して正当な理由がなく、障害を理由としてサービスの提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけたりすることです。

具体例を挙げますと、学校において受験や入学を拒否すること、バスなどで車椅子利用者だからといって乗車を拒否すること、不動産仲介時に障害者向けの物件はないと言って対応しないこと、盲導犬等の補助犬を同伴して、施設や交通機関を利用することを拒むこと、保護者や介助者がいないと入店させないこと、また、本人を無視して介助者や付添いの人だけに向かって話しかけることなどです。

このようなことが障害を理由として差別する、不当な差別的取扱いに当たります。

なお、正当な理由があると判断した場合には、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましいとなっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君）　4番、山崎誠一君。

（4番　山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君）　ありがとうございます。分かりました。

さて、人権といえば、先月25日の障害者の人権と障害者福祉をテーマにした講座に多くの方が出席しており、青年の姿が多く見られました。こういった行動からも人権教育が必要と認識している人は多いと思うのです。人権とは個人の尊重と幸福の追求です。人権も大切だし、

福祉も大切です。

福祉とは、人々の幸福で安定した生活を公的に達成しようとすると言われていました。幸福の実現、素晴らしいと思うのです。そしてこの人権講座のもう一つの副題では、障害者差別解消法と合理的な配慮がテーマに入っていました。

そこで、合理的配慮の提供とは、どういったことかじんけん課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君）　じんけん課長。

（じんけん課長　早川　聡君自席）

○じんけん課長（早川　聡君）　お答えいたします。

合理的配慮とは、行政機関等や事業者に対して、障害のある人から日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること、事業者におきましては対応に努めることを求められるものであります。

つまりは、必要な配慮は一人一人異なることから、個々の障害に応じて必要な調整や支援を行うことが必要であります。

具体例を申しますと、視覚障害者の方が市役所に申請手続に来たが、慣れない場所なのでここで受付すればよいのか分からない。そういったときに驚かせることのないように、正面から「私は何々ですが、何かお手伝いしましょうか」と声をかけて受付窓口まで案内する。また、会議等の際に、聴覚障害の方に手話の見えやすい席を確保することや、難聴の方がいるときにはゆっくりはっきりと話したり、複数の発言が交差しないようにしたりする。また、書類作成の際に本人が記入することが困難である場合、本人の意思を確認しながら代筆を行う。また、肢体不自由で車椅子を利用している方などに対して、施設内に段差がある場合に携帯スロープを設置する。精神障害の方が細かく決まった時間や多人数の集団で行動することが難しいときには、時間やルールなどの柔軟な運用を行うようにすることなどが挙げられます。

また、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたことが重過ぎる負担であった場合には、障害のある人に、なぜ負担が重過ぎるのか理由を説明し、別の方法を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切であります。合理的配慮の提供は障害の特性や場面・状況に応じて異なります。

先ほども述べましたが、不当な差別的取扱いをなくし、合理的配慮の提供を行うことで社会的障壁を取り除く取組の積み重ねが、障害のある人もない人もお互いに理解し合う共生社会の実現につながっていくことではないかと認識しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君）　4番、山崎誠一君。

(4番 山崎誠一君発言席)

○4番(山崎誠一君) ありがとうございます。

私の質問としては、合理的配慮という言葉、ちょっと固いように本当は自分は思います。本当に一人一人が障害を持っている方々に対して1つでも思いやる気持ちを表していく、行動に移すということが大事ではないかというふうに思っております。ありがとうございました。

ということで、障害者が生活しやすいまちづくりということでは、地域防災と多様性への配慮という考えからすると、災害発生時の情報入手や避難行動や避難生活で制約を受けやすい、災害時要配慮者である高齢者、障害者、病弱者、乳幼児、妊婦、外国人や旅行者などへの配慮は重要です。

先ほど出てきていましたように、聴覚に障害があれば防災無線が聞こえにくいし、視覚に障害がある人や車椅子使用者や高齢者はとても自力で避難できないわけで、避難所へたどり着いたとしても避難所での生活もまた不便で配慮が必要なわけです。ここまで来ると、もう人権問題です。配慮を認識し、地域の力で守る必要があると思うのです。

これほど医療技術が進んでも、世の中に体が不自由な人たちがいることは現実です。

しかし、互いに相手を尊重し、可能性を認め合い、命を大切に幸いに安心して暮らせる世の中にすることは可能ではないでしょうか。

最後に、人権の尊重、差別は他人事ではなく、自分自身の生活に大きく関わっていることについて発言させていただき、自己啓発もして全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(永野裕夫君) この際、暫時休憩いたします。

午前10時50分 休 憩

午前11時02分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

3番、武政健三君。

(3番 武政健三君発言席)

○3番(武政健三君) 皆さんこんにちは。自由民主党、会派みらいの武政健三でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、私の一般質問に入らせていただきます。

その前に、市民の皆様におかれましては、今年はコロナ感染症のせいで本当に大変な1年になってしまいました。

特に、ホテル、宿泊関係、飲食関係、あり得ないような売上げダウンをしてしまった様々な



商売をされている方々におかれましては、国・県、また本市からのあらゆる支援をいただきながら何とか我慢をしていただき、みんなで一緒に助け合い、また、明るい来年につなげていきたい、そういうふうに思っております。

今回の一般質問は今年最後の質問でもありますので、私が特に気になっている内容、3点のまとめをさせていただきたい、そういうふうに思います。

まず1点目、本市の経済を上向きにできる大きな伸び代の1つであります、ふるさと納税、そして2点目、南海トラフ巨大地震に対して、市民の命を守るための1つの施策、住宅の耐震化の件、そして最後に、これも本市にとっては大きなチャンス、伸び代の1つです。7月にオープンいたしましたSATOUMI、その効果による本市の観光についての質問をさせていただきます。

それでは、最初の質問です。

昨日の執行部の答弁にもございました。本市の経済を成長させることができる即効性のある大きな伸び代、ふるさと納税についての質問に入らせていただきます。ここで、ふるさと納税は何がいいのか。もう一回おさらいをさせていただきます。

まず、寄附をしていただいた方のメリットからです。分かりやすく説明させていただきます。

例えば、大阪在住の私の同級生、緑ヶ丘出身の下城君が本市に3万円の寄附をしていただきました。すると下城君には3万円の30%に当たる9,000円相当の返礼品が届きます。そして翌年、下城君は毎年たくさん支払いしている税金の中から寄附額から2,000円を引いた2万8,000円の控除が受けられます。ということは、寄附をしていただいた下城君は3万円の支出に対して、3万7,000円の見返りがあります。下城君、7,000円のお得になります。これが寄附をしていただいた方のメリットです。

次に、寄附をしていただいた本市、本市はどうなるのか。

仮に、寄附金が年間10億円達成できたとします。するとその10億円の3割に当たる3億円の本市のあらゆる商材が返礼品として本市の業者さんの売上げになります。そして、何と半分の50%に当たる5億円が本市の翌年の財源になります。我々地方の町にとっては、この上ない本当にありがたい、すばらしい施策です。

現在の菅首相が総務大臣の折に、我々地方の方々のためにと考案したのが、このふるさと納税なんですね。

昨日の質問でも財源不足でここ数年で5億円の赤字がという話も出ておりました。ふるさと納税に頑張って力を入れて、10億円を達成したら、一遍に翌年には5億円の財源になります。大きな可能性のあるこのふるさと納税、しっかりと市民全員で活用して、もっともっと力を入れるべきだと私は考えます。

ここで観光商工課長にお聞きいたします。

本年度のふるさと納税、11月末現在の実績及び最終実績予想を教えてください。お願いします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） ふるさと納税についてお答えします。

11月末現在の実績は、寄附件数7,691件で対前年537件の増、寄附額は1億423万8,800円で対前年827万4,800円の増となっておりますが、10月までは全国的に寄附の前倒し傾向があると言われております。本市におきましても、11月における1か月の実績を見てみますと、対前年で449万6,000円の減額となっているところです。

以上を踏まえまして、今年度最終実績予想としましては、2億5,000万円と見込んでおります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） ありがとうございます。

過去2年続けて2倍、2倍と伸ばしておりましたが、今年はほぼ昨年と同等の金額ということなんですね。今年はコロナの影響で電子通貨のめじかの取組とかが突然加算された、その中での執行ということもありまして、本当に担当課の皆さんも大変な毎日だったと思いますけれども、まだ時間がありますので、最後までよろしくお願いします。

次に、本年度の取組内容、そして今年取り組んだ成功事例、これを教えてください。お願いします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

本年度の取組内容につきましては、9月会議でもお答えしましたが、新規の返礼品提供事業者の開拓を行い、今までになかった新規返礼品を増やすよう積極的に取り組んでおります。また、11月からふるさと納税掲載サイトを新たに1サイト追加しております。

ふるさと納税担当係がこの4月から観光商工課に配置され、スタートいたしました。これによる効果を少し申し上げますと、ふるさと納税の返礼品の1つに電子感謝券というものがあります。これは受け取られた納税者が本市に来て、登録している店舗でお買物をしたり、宿泊し

たりできるものですが、ふるさと納税担当として、この電子感謝券が使用できる登録店舗をもっと拡大し、納税される方にとって魅力あるものにするための取組を進める中で、電子通貨という仕組みを知り、課内での勉強会を重ね、市内の商業、観光業の活性化にも寄与できる、今回のめじかの仕組みにつながったものであります。まさに、オール観光商工課として公文補佐をプロジェクトリーダーとして、ふるさと魅力発信係の畠中係長、中山商工係長、ジェイソン観光係長がそれぞれの立場を合わせ、新たな相乗効果が生まれてできた事例で、ふるさと納税担当が一緒になって、よく効果があった事例であると思っております。

このメジカ事業を進める中でつながりができました市内事業者は、商工係もふるさと魅力発信係も、その後も互いに連携もできており、情報の共有ができていることも1つの課になったメリットと言えるのではないかと考えております。

そのほか、今年度取り組んだ中での成功事例を申し上げますと、これまでお米はあったのですが、玄米のままのはなかったのですけれども、その玄米を2業者新たに追加しましたところ、出品数全てが寄附につながりました。これは思いがけない展開でしたが、来年に向けましては生産者の追加や先行予約を実施するなど、より強化していきたいと考えております。

また、提供できるものはありながら、生産者自らが配送手続まで手が回らないといった課題に対応するため、観光協会がその役目を担ってもらう仕組みとしたことで、新たな生産者の登録、新たな返礼品の提供ができるようになりました。また種類が違う、生産者が異なるセット物返礼品などの提供が可能になっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） そうなんですね。返礼品として作った電子感謝券、ここからめじかに発展していった、素晴らしいですね、本当に。県内の中でも本当に前を走っている内容ですよ。本当に素晴らしい。くれぐれもオール観光商工課、スタッフの皆さんに御礼を言っといてください。本当に来年が楽しみです。

最後に、観光商工課長にお聞きいたします。

来期の新たな取組内容があれば教えてください。お願いします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

この12月会議に補正予算を上程させていただいておりますが、今後事業所や生産者との連携やスキルアップを図ることを目的として、勉強会や研修会を開催するとともに、サイトに掲

載する写真の撮影やパンフレットの作成を専門家に委託する予定です。

来年度はこれらのパンフレットを活用し、県外に出向いたふるさと納税のPRも進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） そうなんです。前回、9月会議で提案させていただいた写真やキャッチコピー、これを専門のプロに委託したらどうかという内容を早速取り入れていただいたんですね。ありがとうございます。

寄附するほうもうれしい、寄附していただいた本市も土佐清水市の商材が売れて、寄附の半分は市の財源になる、こんなありがたい施策は本当にほかにございません。

先日、高知新聞に須崎のふるさと納税、11月末現在で昨年4億2,760万円から、今年は約2.7倍の11億6,600万円という景気のよい記事が出ておりました。このめじかを作っていただいたオール観光商工課、来年に向けてしっかりと取り組んでいただいて、早く通過点の10億円、これが達成できるようにどうか頑張ってくださいをお願いします。

以上で観光商工課への質問を終わらせていただきます。

次に、住宅耐震化の質問に入る前に、議長にもお許しをいただいておりますが、1つ訂正がございます。

前回、9月会議での私の質問の中で、黒潮町の町民への周知、その周知の件で担当課の職員が地元の大工さん、区長や防災士などと一緒に回って町内を既に3回回っている、そういうふうに私発言させていただきましたが、正確には担当課が男性の戸別訪問員を雇い、1軒1軒リーフレット配りをしながら耐震改修の説明に回らせ、町内を既に3回、回っている、それと並行して地元の大工さんや区長さんも周知に回っているということで、担当職員はあたかも大工さんや区長さんと一緒に回ったと発言をしてしまいました。双方が一緒ではなく別々に回っていたということですので、その部分は訂正させていただきたいと思っております。申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

この南海トラフ地震に備えての質問も、私今年の3月、9月と続けてさせていただきましたが、この住宅耐震化の内容ももう一度おさらいをさせていただきたいと思っております。

今後、30年以内に70から80%の確率で起きるとされている南海トラフ巨大地震、私たち土佐清水市での想定被害、大津波で2,300人、建物倒壊で340人、その他を合わせて2,700人の方々が亡くなると想定されております。

そういう中で、知り合いのおばさんからこんな声がありました。「津波で家が流された後、じきに高台にプレハブ住宅を建てよるやいか、それやったら地震が来る前に先に高台へ市営住宅を建ててくれんかよ、何とかならんかよ」という切実な声を頂きました。3月会議で、この内容の質問をさせていただきましたが、残念ながら現時点では高台に市営住宅を建てる計画はないとの答弁をいただきました。

それなら、高台の移転がすぐにできないのなら、地震の揺れから身を守り、揺れが収まり次第高台に逃げることの徹底、そのためには家屋倒壊から身を守るために耐震改修工事の徹底をするべきだ。人口がほとんど本市と同じ黒潮町では、耐震改修工事を年間150件施工しております。本市では30件しかできていないので、もっと件数を増やすべきではないかと質問させていただいたところ、市長より、黒潮町と本市の取組をもう一回精査して、しっかり取り組んでいきたいとの答弁をいただきました。

この土佐清水市の皆様を地震から守るためには、1軒でも多くの耐震工事をするべきだという観点から、引き続き質問をさせていただきます。

危機管理課長にお伺いいたします。

過去3年間の耐震改修工事の件数を前回お伺いしました。今回は、過去3年間の老朽住宅の取壊しの件数を教えてください、お願いします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

土佐清水市老朽住宅等除去事業費補助金を使った過去3年間の除去の件数につきましては、平成29年度31件、平成30年度58件、令和元年度42件となっております。今年度はまだ完了はしていませんが47件となる見込みです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） はい、ありがとうございます。ということは、これは耐震改修のほうよりも、老朽住宅の取壊しのほうが今現在多くされているということですね。ありがとうございます。

次に、今期の耐震改修工事の枠は30件と前回答弁いただきましたが、今年度は何月の時点で耐震診断の枠が満杯になったか教えてください。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

今年度の木造住宅耐震診断業務の申請につきましては、9月の時点で当初予算分30件に達しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） 9月でということは、4月から始まりますので、4、5、6、7、8、9、半年ですね。半年で予定の30件、これがいっぱいになってしまった、そういうことですね。

私は3月会議、9月会議でもこの耐震改修の質問をさせていただいておりますが、私も個人的にこのリーフを作らせていただきまして、市内1軒1軒を回って耐震改修をせんかよということを書いて回っております。

今回のこのリーフですけれども、内容はもうめちゃくちゃシンプルです。家屋倒壊から命を守るためには耐震改修工事を絶対せんといかん。本市は耐震改修の補助金が最大112万5,000円も出るがやと。耐震診断も補助が出て無料で診てもらえます。そりゃみんなに言うちゃらないかん、という内容のリーフをずっと配っております。実際お会いできて、一通りの説明ができて、耐震診断も無料でできるとお伝えをしたところ、そりゃあ電話をせんといかんねと数件の方々から言っていました。

危機管理課長にお伺いいたします。

来期の数字を見る上でも、今期満杯になった後に、9月でいっぱいになったんですね。9月以降、耐震化の問合せの電話は危機管理課のほうに何件ありましたでしょうか、お願いします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

9月以降の耐震に関するお問合せについてですが、現在、課のほうでカウントは取っておりません。ただ、電話、来庁者を含めまして、老朽住宅の取壊しの件は非常に問合せが多いんですけれども、耐震化の問合せは診断から工事まで含めて数件程度だと思っています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） カウントはしてないんですよ。僕はこう考えます。危機管理のほうに電話を市民の方がするというのは、ただの問合せではないと思います。その電話によって耐

震改修ができて、1人の命が救える可能性があるんですよ。市民は助けてほしいので問合せをしてきているんですよ。

前回、質問させていただいたときに、1,500件前後ぐらい耐震が必要なお宅があるというふうにお聞きしております。その方々が何とかしてほしいという形での、命がかかった話なんですよ、と私は考えます。

危機管理課というのは、市民の危機管理をする課だと思います。そこはもう少し慎重に考えていただいて、何件問合せがあって、その中で何件がするようになったか、この資料は絶対作るべきではないか、私はそう思います。

最後に、前回残り約1,500棟の耐震化が必要との答弁がございました。その後、黒潮町担当課と打合せをされたと思いますが、何を改善するべきと考えますでしょうか、お願いします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

1,500件というのは、9月会議でも答弁いたしましたが、統計上の数値であります。土佐清水市耐震改修促進計画にあります、令和7年度までに耐震化率95%という目標を達成するには老朽住宅の除去を含めた、それから耐震化も含めまして総合的な取組が必要だと思っております。

黒潮町には取組の現状等について問合せをしました。年間の耐震化の件数には非常に差はありますが、現状での取組といたしましては大きな違いはないというふうに考えております。

ただ、耐震化の件数が少ないのは周知不足も大きな原因であるというふうに考えておりました。一番の改善点はその点にあるのではないかとこのように考えております。

地震・津波対策として、逃げるための空間確保の取組は非常に重要でありまして、土佐清水市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを基に、今まで以上に事業の周知、それから倒壊家屋の怖さ等の周知に努めて件数の増につなげていきたいと考えておりますし、耐震化の目標達成、これはあくまで目標をつくっておりますので、目標達成に向けて取組を総合的に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） 私もそう思います。周知不足、この件は前回の質問でも発表させていただきました。持続化給付金、あれだけテレビで、あれだけネットニュースで、あれだけ新聞の二面、あれだけ宣伝をしてても、私が回った百二十数件の中で45%しかはっきりと認知ができていない。55%の方がちょっとあやふやなところがある、全く知らんことがあるという

ことなんですよね。やっぱりペーパーではないと思います。やっぱり口でお伝えする、これが一番の周知方法じゃないか、私はそういうふうに思います。

私の思いは1つです。現時点ですぐに高台に市営住宅、これは難しい。それならば地震の家屋倒壊で亡くなると想定されている数字、これを少しでも少なくしたい。1人でも多くの命を守っちゃらんといかん。この思いだけです。

来年の耐震改修の数字が1件でも増えるように、施策をしっかりと考えていただき、計画性を持って行動に移していただけるように、どうかよろしくお願いします。

それでは、最後の質問になります。

今年の最後の質問ですので、明るく締めたいと思います。

7月にオープンいたしましたSATOUMI、このコロナ禍の中、たくさんの観光客の方々に来ていただき、たくさんの笑顔を見ることができて本当にうれしく思っております。

私もそんな中、観光地としてのヒントを求めまして、先月、インスタで大人気の香川県小豆島のオリーブ公園に行ってみました。観光地としての何かヒントがないだろうかという思いで行ってみました。

映画「魔女の宅急便」のロケ地で、主人公の魔女のキキのように、魔法のほうきに乗ってジャンプをして空を飛んでいるような写真をインスタに上げる、このインスタが大人気で年間30万人以上の観光客が訪れているとのこと。ちなみに、魔法のほうきは無料で貸し出しております。

私もその若い観光客の中に混ざって、いい年をした夫婦がきゃっき言いながら、うちの今日も来ておりますけど、本物の魔女が飛んでいる写真をいっぱい撮りました。ただ写真を撮るだけではなく、ジャンプをして何回も撮り直して体を思い切り使いながら、これ本当に自分たちだけではなく、周りのみんなが盛り上がるんですよね。体を使って声を出す、これも1つの大きなキーワードじゃないか、そういうふうに思いました。

もう一つ、香川県では父母ヶ浜というインスタで人気の海面が鏡のように映るきれいな砂浜がございます。ここは年間三、四万人程度の観光客だったのが、一市職員がそのきれいな写真をインスタに上げたことがきっかけで、今は年間それ目当てに40万人以上の観光客が訪れるようになっております。

この2か所とも大きなキーワードでありますインスタ、このインスタできれいでかわいい写真、それが独り歩きをして宣伝になっております。

そこで、私たちこの土佐清水市にも、足摺岬なのか、竜串なのか、いっぱいあると思います。その中で工夫をしたらきっと大ヒットできるインスタで人気の場所がつかれるんじゃないかということを念頭に置きながら質問に入らせていただきます。



ちょっと前段が長かったですけど、観光商工課長にお伺いいたします。

SATOUMI 効果による本市の観光客の進捗及び経済効果を教えてください。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君 自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

SATOUMI は7月18日にオープン以降、順調に入館者数は増加しており、11月末で13万5,813人となりました。月ごとの前年比で600%以上、約6倍以上の方の入館者となっております。これが牽引して足摺海底館も前年比で200%、約2倍以上の入館者がありますし、海のギャラリーにおきましても前年比で130%から400%、1.3倍から4倍の入館者数となっております。足摺岬先端と竜串にある観光案内所において対応した観光客数も増加している状況です。

このような中の経済効果はという御質問にお答えします。

SATOUMI の7月から11月の約4か月における入館者数は、対前年比で9万8,287人増加しております。この増加人数に日帰り消費額5,410円を乗じた額は約5億3,100万円となります。また、本市における年間観光客入込数のうち宿泊者数の割合は平均で23.3%というデータに基づき、SATOUMI の入館者増加人数9万8,287人のうち23%に当たる2万2,900人が宿泊されたと想定、この宿泊者数に宿泊消費額1万1,600円を乗じた額が2億6,600万円となり、日帰り、宿泊の消費額を合わせますと、この4か月間で約7億9,700万円の経済効果があったのではないかと見込んでおります。

施設建設計画時に高知県が公表しました見込みを申しますと、開館後3か年間で入館者数の累計が40万人、経済効果額として累計59億円と試算されておりました。1年に換算しますと高知県の想定は19億6,600万円に対して、現在の見込みでは23億9,300万円となっているところです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君 発言席）

○3番（武政健三君） コロナでね、こんだけ大変な時期なんですけど、すごいんですね。1年で23億9,000万円と見込まれているんですね。

次に、私も個人的に観光地に行ったら、まず景色ですけど、景色の次、地元にはどんなおいしいものがあるのかな、これは絶対ついてくるものだと思います。

ここで、観光商工課長にお伺いいたします。

お昼においしい魚料理を提供していただける店がないか、よく聞かれておりましたが、その

対応は今どういうふうにされておりますでしょうか、お願いします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

議員が御指摘のとおり、レスト竜串が閉鎖された後、竜串では食べる場所がないとよく言われてきました。

その後、竜串観光振興会長を中心に関係者での協議を進め、それまでランチ提供をしていなかった店の参画も得て、竜串ランチマップを作成、PRしてまいりました。中には新鮮な魚メニューが提供できる店舗もありますが、宿泊業もやっており、最近では竜串地域の宿泊客も多いことから、繁忙期はランチの対応ができない店舗がある状況となっております。現在、他の店舗でも鮮魚のメニューが追加できないか協議を進めております。

一方で、団体客向けのランチは事前予約であり店舗側にリスクが少ないことから、清水さばなどの刺身定食が提供できる店舗を紹介した団体客向けのパンフレットも作成し、団体客誘致の営業活動において活用しております。

連休中など特に観光客が集中した時期には、市街地の飲食店にも観光客が来られ、長い列ができておりました。竜串地域だけではなく、市街地、足摺岬の土佐清水市全域に経済効果をもたらすことが本来の目的であります。おいしい魚を求めて土佐清水市らしい食材を求めて来られる観光客の皆さんに、さらにPRできるよう取り組んでいきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） そうですよ、竜串地区だけではなく、市街地、足摺岬、こちらのほうまで広げて考えるということは本当にいいことだと思いますね。そちらのほうもね、来ていただいた方がすぐ分かるようなものを、また造っていただければありがたいと思いますね。

それとまだまだ観光客、今ちょっとコロナで大変な時期になっておりますけども、これビジネスチャンスだと思いますのでね。これはまだまだ続くと思います。新たにこの時期に竜串に、もしくは土佐清水市に美味しいお店をといるのをね、市内の方々、市外の方々、市から県外に出ているの方々、その方々にできればチャレンジをしていただいて、いいお店ができれば非常にありがたいと思いますね。

それでは、竜串地区だけではなく、足摺地区、こちらのほうにもたくさんの観光客が期待されておりますが、観光商工課長、お願いします。足摺岬展望台が新しくなるというお話を聞いておりますが、こちらの施工と完成はいつ頃なのでしょうか、教えてください。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

(観光商工課長 二宮眞弓君自席)

○観光商工課長(二宮眞弓君) お答えいたします。

足摺岬展望台の工事施工は環境省が実施主体となります。この事業は平成26年に環境省が実施設計書の作成まで着手しながら、土地に関する問題が発覚し、事業がストップしておりました。今回その土地問題が解決したことから、再度環境省の事業として進めていただけることになりました。

今年9月に環境省中国四国地方環境事務所から担当の方々に来清いただき、今後の取組についての説明を受けました。その説明によりますと、平成26年の設計は鉄筋コンクリート建築物でありましたが、その後、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が厳格化されたことから、鉄筋コンクリート建築物は不可となり、構造からの見直しが必要とのこととなりました。

今後のスケジュールにつきましては、来年令和3年度は地元説明も進めながら規模や構造等を再検討、令和4年度には基本設計、実施設計書を作成、翌令和5年度以降に現施設の撤去、工事着工の計画だとお聞きしております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 3番、武政健三君。

(3番 武政健三君発言席)

○3番(武政健三君) 来年度に再検討をいろいろして、4年度に設計、それで5年度に取壊しから施工に移るということですね、ありがとうございます。

ちなみに、建物の内容、ストーリーは決まっているのでしょうか、教えてください。

○議長(永野裕夫君) 観光商工課長。

(観光商工課長 二宮眞弓君自席)

○観光商工課長(二宮眞弓君) お答えいたします。

先ほど申しましたように、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が厳格化されたことから、鉄筋コンクリート建築物ではない、木製のデッキ状構造物のようなイメージの構造になるとの説明を受けております。加えて、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢者や車椅子利用者の方に配慮したバリアフリーのスロープの設置や外国人利用者にも配慮した多言語表記を基本とした標識を整備するとお聞きしております。

環境省は、地元の合意を大事にしたいとのスタンスを持っておられますので、今後の地元の意見交換等により、皆さんのいろんな意見は可能な部分で組み込んでいただけないかと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） そうなんですね、木製のデッキ状の構造物なんですね。コンクリートのでっかいのをイメージしておりましたけども、木製なんですね。木製といえば、東京オリンピックが行われます新国立競技場、それと梶原町に行ったら木の構造物たくさんありますね。隈研吾さん、これ市長、環境省のほうにお願いをして、隈研吾さんが仮に展望台を木製のデッキ状構造物、造っていただければ物すごく大きな経済効果になるんじゃないかなと思います。ぜひぜひ、環境省のほうに泥谷市長、お願いします。

私は足摺岬の遊歩道、ここ大好きです。もっと人気が出る場所にするにはどうしたらいいんだろうというのを常々考えております。

先日、ある日突然ですけど、梶原町にある前回お話ししました九十九曲峠のセラピーロードってあるんですけど、そことは違う、もう一つの遊歩道、久保谷セラピーロード、何かヒントがあるんじゃないかなと思って行ってまいりました。

この久保谷セラピーロードというところは、昭和初期の水田へ水を引くための水路に沿っての小道で、本当に小道といっても1メートルちょっとぐらいの非常に狭い、木で左側は谷になっていて川が流れているというようなところで、コケや落ち葉のクッションでふかふかなんですね。歩いていてすごく気持ちがいい。そして川の流れる音、そして鳥の声を聴きながら3キロの遊歩道になっております。本当に心と体が癒やされるすばらしい遊歩道でした。

ただ、案内板を僕は見ていなくて、3キロ行って終点したら、そこからまた3キロ帰ってこないかんですね。ちょっと時間の配分を間違えて大変な思いをしましたですけども、しかしながら、私は太平洋の黒潮の香り、そして川の流れてではなく雄大な波の音、そして鳥の声がコラボしている足摺岬の遊歩道のほうがやっぱり大好きです。絶対負けないと思います。

けど、1つ負けているところがあります。負けているというのはちょっと言い方がまずいかもしれませんが、ちょっと残念なところがあります。それは何かといいますと、足摺岬遊歩道はほとんどがコンクリートの道です。自然な土の道ではありません。梶原セラピーロードのように、道がコケや落ち葉でふかふかの自然な道になれば、どんなに気持ちよく歩けるのかなというふうに想像するんですけども、観光商工課長にお伺いいたします。

足摺岬遊歩道を展望台への道や平たんな場所、これをバリアフリーにしないといけないと思います。でも、それ以外の道をコンクリートではなく、土の上に枯れ葉、歩いて気持ちのいい自然な道にしてはどうかと思うんですけども、いかがでしょうか、お願いします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

現在、足摺地区において、住民参加によります国立公園足摺岬エリア利用計画を進める会において、足摺岬及び唐人駄場の今後の取組計画を策定しております。

その中で、足摺岬先端遊歩道のセメント舗装部分、先ほど議員がおっしゃいましたところですが、セメント舗装部分が老朽化し、日当たりが悪いところにはコケが自生し、雨の日は滑りやすく危険なことから、計画的な修繕が必要との意見が多く出されております。

今後の計画として、遊歩道の見直し、改修を行う場合、議員がおっしゃる自然の道という方法も検討していけるのではないかと考えます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） ありがとうございます。すごくこれはお金がかかりそうですから、頭から断られるんじゃないかなと思っております。けども検討していただけるということなんです。

10月、11月と、先ほどおっしゃった足摺エリア利用計画を進める会、こちらのほうに足摺の近くの松尾というところがありまして、松尾の住人の谷口議員も一緒に参加させていただいておりました。非常にいっぱい気づきがあり、また、いろいろな言い伝えなど、面白おかしく聞かせていただきまして、足摺地区は奥が深い、もっと一ひねり手を加えれば、もっとすばらしい観光地になると実感できるすばらしい会でした。

足摺岬遊歩道、ぜひ自然なやわらかい道にすれば、セラピーロードよりももっとすばらしい遊歩道になるのではないかと思いますので、御検討をぜひよろしくお願いします。

それともう一つ、冒頭でお話しました足摺地区、竜串地区に限らず、土佐清水市にはいっぱいきれいなところがございます。そこで、かわいい、きれいな、幻想的な、面白い、ここにしかない写真というのをいっぱい撮っていただいて、インスタに上げていただき、観光の町、私たちの土佐清水市を有名にしてみませんか。これは市民の皆様にも、ぜひお願いしたいことです。ぜひ、御協力をよろしくお願いします。

それでは、来年が土佐清水市にとってすばらしい年になりますよう祈念をしながら、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） 以上で通告による一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

ただいま、市長から報告第19号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」及び議案第96号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第9号）について」が提

出されました。

お諮りいたします。この際、報告第19号及び議案第96号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(永野裕夫君)** 御異議なしと認めます。よって報告第19号及び議案第96号を議題とすることに決しました。

報告第19号及び議案第96号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

**○市長(泥谷光信君)** ただいま御提案いたしました報告1件と議案1件について、提案理由の御説明を申し上げます。

報告第19号につきましては、水道料請求事件でありまして、民事訴訟法第383条の規定に基づき、令和2年11月9日付で支払い督促の申立てを行いました。

その後、相手方より異議申立てがあり、民事訴訟法第395条の規定により、通常訴訟の手続に移行いたしましたので、地方自治法第180条第1項及び土佐清水市債権管理条例第10条第1項の規定により、令和2年12月2日、専決処分したことによる報告であります。

議案第96号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算(第9号)について」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得者の独り親世帯の経済的負担を軽減するための臨時特別給付金として、6月に追加で補正計上して支給を行っておりますが、依然として生活実態が厳しい状況にあることを踏まえ、再度、同様の基本給付を支給するための経費693万円を計上する補正予算案となっております。財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

なお、本議案につきましては、臨時特別給付金の支給を年内に行うことから、本日先議をお願いするものであります。

本件につきまして、よろしく御審議をいただき、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長(永野裕夫君)** 提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております案件中、議案第96号については、本年6月会議で可決しております一般会計補正予算(第3号)中、ひとり親世帯臨時特別給付金について、国から年内を目途に再支給するように求められており、過日、先議願いたい旨、執行部から要請がありました。昨日、議会運営委員会で取扱いについて協議した結果、本日先議することとなりました。

お諮りいたします。議案第96号について、先議することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号は先議することに決しました。

議案第96号を先議いたします。

ただいまから、報告第19号及び議案第96号についての質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第96号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号は委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第96号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算(第9号)について」、原案に賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 御起立・挙手全員であります。よって議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、市長提出議案第80号から議案第95号までの16件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の日程は予算決算常任委員会は17日午前9時から、総務文教常任委員会は18日午前9時から、産業厚生常任委員会は同日午後1時30分から、それぞれ開催いたします。

各委員会は、12月23日までに各案件の審査を終わりますよう特に御配慮をお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月23日午前10時に再開いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 0時02分 散 会